

参考人のヒアリング結果

第 1 父母の離婚を経験したこどもの立場

- 具体的な同居親の収入、養育費の額や毎月の生活費について、こどもが必ずしも正確に把握できているわけではない。同居親からは、養育費が足りないという話を聞くこともあるが、別居親からは、払えるだけの養育費を払っているという話を聞くこともあり、どちらの話が正しいということとは分からない。
- 父母の別居・離婚の前後で、住環境や食生活が大きく変わってしまい、生活が苦しくなった。塾や習い事、部活動などを諦めざるを得ないこともあった。父母の離婚前は、自分がすることができていた習い事を、父母の離婚後には、妹がすることができなくなったということもあった。
- 同居親は、離婚後、収入を得るために外で働く時間を増やし、家事をする時間が削られていた。そのため、こどもである自分が家事をするほかなくなり、その結果として、部活をすることを諦めざるを得なくなるということもあった。
- 父母の別居・離婚によりこどもの生活が苦しくなる原因は、養育費の不払やその額が低いケースもあるが、同居親側に浪費などの問題があるケースもあるように思う。養育費は、その支払がされていれば同居親が全く働かなくても親子の生活を維持することができるようにするというものではなく、同居親が働いて得た収入を補うものだと思っている。
- 別居親には別居親の生活もあるのだから、子育てに係る費用の全額を別居親が負担しなければならないというわけでもないと思う。一方で、同居親は、子育てをしながら働くため、別居親と比べて仕事をする時間は限られてしまう。そのため、同居親のみが負担するのではなく、別居親も少なくともその半分は負担してほしい。
- こどもにとって、最低限度の生活を支えるのに必要な費用は、衣食住をするための費用だと思う。1日3食を食べられること、ある程度の広さの家に住めること、毎日お風呂にはいれること、冬は凍えたりしないように冷暖房などの電気代が払えることである。
- こうした最低限度の生活費に加えて、学費や、習い事、部活動などをする費用があると望ましいと思う。こどもの頃に習い事や部活動などに取り組むことができないと、大人になった後で経験格差ができてしまうように思う。そのため、何か1つだけでも、自分の興味があることに取り組むこ

とができる費用があるとよいと思う。また、学校の入学時期には、特に費用を工面することが大変だと聞いたため、その時期だけでも費用を工面することができるようにしてほしい。

- 養育費について父母の意見が食い違う場合には、裁判をせざるを得ないのだと思うが、金銭的に裁判をする余裕がないという話も聞いた。父母が養育費の話合いを安全に行える場を提供することも重要であると思う。

第2 離婚を経験した同居親の立場

- ヒアリングの対象者は、全員養育費の支払を受けており、養育費の支払額は、こども1人当たり月額1万円ないし4万円が多数であった。また、いずれのケースでも、児童扶養手当のほか、就学支援金や各自治体を実施している公的支援等を利用していた。
- 現に支払を受けている養育費の額では、こどもの養育には不足していると考えている。同居親自身の収入と養育費だけでは足りず、同居親の父母に援助を求めたり、金融機関に借金をしたりしたというケースもあった。
- 特に、教育費の問題が深刻であり、こどもごとに塾の費用を捻出することが困難であったり、入学費用など一時期に多額の資金が必要な際には資金に窮したりした。
- そのような教育費に加えて、こどもの部活や習い事の費用も考えると、現在の養育費の支払額は全く足りないと考えている。
- こどもが成長すると食費も多くかかり、特に男児の場合、高校生の頃には、こどもの食費だけで月6万円ほどかかったというケースもあった。
- また、こどもが複数いても、性別が異なる場合、上のこどものおさがりを下のこどもに使わせるということはできず、単純に倍の養育費がかかる。
- なお、重度の知的障害を持つこどもの場合、教育費（塾や大学入学のための費用等）がかからない代わりに、そのこども特有の生活を支えるための費用がかかる。また、障害を持たないこどもであれば自分で働くことができる年齢になった後も、扶養を続けなければならないという問題もある。
- 別居親は、こどもを育てるためにどれだけ費用がかかるのかということを理解していないため、それを十分に理解してもらいたい。
- 養育費は、協議又は調停の際に、算定表を利用したというケースが多数であった。しかし、物価も上がっており、現在の算定表の水準を今の常識と考えてほしくない。また、こどもが小さい時に養育費を定めたケースでは、その後、こどもの成長に伴って必要な養育費が増え、当時取り決めた額では足りなくなっている。算定表は、父母双方の収入を勘案して養育費を定めているが、同居親がこどもを育てる労力等が加味されていないとい

う問題点もある。

- 法定養育費の額は、こども1人当たり1万5000円ないし5万円の範囲で意見があり、3万円又は5万円の意見が多かった。高い金額が現実的でないならば、1人目のこどもについては高い金額に設定し、2人以降を徐々に減額する制度にはならないかという意見や、こどもの年齢に応じて徐々に金額が高くなる制度にはならないかという意見もあった。
- 1人当たりの法定養育費が1万円や2万円という金額に設定された場合、別居親が、その金額さえ支払えば良いものと考え、同居親との協議に応じなくなるおそれがあるのではないかと。法定養育費は、協議により養育費が定められるまでの間のあくまで暫定的なものであり、養育費の基準額ではないということを十分に周知してもらいたい。

第3 離婚を経験した別居親の立場

- ヒアリング対象者は、全員養育費を支払っており、別居親の年収額が280万円から750万円（手取り月額18万円から33万円）ほどで、養育費の支払額は、こども1人当たり月額2万5000円から8万5000円ほどであった。
- 養育費は、別居親と同居親が分担するものであり、別居親だけが養育費を負担するかのような誤解を生まないようにしてほしい。養育費の支払があることを理由に同居親が働かなくなるのは不適切であり、家裁手続きなどで就労を促すことも必要なのではないか。
- 養育費はこどものために使われるべきものであるにもかかわらず、養育費を同居親自身のために使っていることが疑われるケースや、実際に子育てに要した費用よりも多額の養育費の支払を強いられていることが疑われるケースがある。
- 別居親が同居親に養育費を払っているのだということをきちんとこどもにも伝えてもらいたい。
- こども1人当たりの養育にかかる費用は、子どもの年齢にもよるものの、食費や日用品など（住居費を除いて）1人当たり月額3万円程度ではないかという意見があった。また、親族から住居や食料などの支援を受けることができるのであれば、もう少し低い金額でもこどもの養育をすることができると思うという意見もあった。
- 習い事に要する費用は、「最低限度の生活」のための費用ではないと思う。しかし、別居親として、こどもには習い事をしてもらいたい。特に、同居中にこどもがしていた習い事を、父母の別居に伴って断念せざるを得ないような事態は避けたい。そのため、習い事に要する費用は、「最低限

度の生活」のための費用ではなく、個別の事情を踏まえて父母の協議等によって加算されるべきものであらうと思う。

- こどもの養育に必要な費用がいくらかという観点も重要であるが、別居親にも生活があることを意識してほしい。別居親の方が生活苦であることもある。別居親が十分な収入を得ておらず、同居親が十分な収入を得ているというケースもある。
- 子どもが気軽に来られるよう、従前の住居を維持し住宅ローンや家賃を払っているが、養育費を払うと毎月、赤字となっている。親所有の敷地に建設した住居だったりし売却できない事情や売却した後の家賃負担を考えると必ずしも売却が解決にはならず、従前の住居に住み続けているという報告もあった。
- 法定養育費の額は、こども1人当たり月額1万円又は2万円の意見が多数であった。それ以上を支払うとなると、別居親側の生活の方が同居親や子どもよりも苦しいものとなったり、別居親側の家計が赤字となったりしてしまう。
- 一方、収入が低額である別居親からは、こども1人当たり月額5000円が限界という意見もあった。月額1万円を超えとなると、自分の将来の生活に希望を持てなくなり、働く意欲を失い、生活保護を受給した方がよいと思ってしまう。養育費を支払った後、別居親の生活が生活保護水準（月額13万円程度）を下回ることは良くないのではないか。
- 法定養育費につき、1人当たりの法定養育費を一定以上の金額にした場合、本来あるべき父母の協議で適切な金額の取り決めがなされないおそれがあるという意見や、第2子以降の金額を低額にする方法はできないかという意見もあった。
- 既に離婚が成立し親権を失った。最近、相手方が再婚し、自分のこどもと再婚相手との間で養子縁組がなされた。このケースでの法定養育費はどのような取り扱いになるのか。養子縁組後の親子交流も含めて検討してほしい。

第4 企業団体・労働者団体に所属する方々

- 養育費は、「子の利益」を中心に検討されるべき問題であり、こどもがきちんとご飯を食べられるのかなどといった視点が最も重要である。
- また、養育費は、こどもの生命等にかかわるプライスレスなものであるため、極めて優先度が高いものである。
- そのため、給与債権から養育費が優先的に差し押さえられることにつき、その他の債権者にとっても、労働者本人にとっても、常識的な金額の範囲

内であればやむを得ないものとして理解が得られると思う。

- 法定養育費の額を定めるに当たっては、どの層を目標にした制度であるのか、「最低限度の生活」というのは、例えば、生活保護受給世帯なのか、そうではなくともひとり親で困窮している世帯なのか、といったことを検討する必要があると思う。
- 各自治体は、ひとり親世帯のサポート施策を実施しているが、自治体間で相当格差が存在する。また、サポートタイプも、例えば物資給付のタイプもあるなど様々である。そのため、全国の状況を踏まえ、政府の施策と地方の施策のバランスを取るため、どこにボトムラインを引くべきか検討する必要があるように思う。
- 例えば、里親制度では、一般生活費として子ども1人当たり約6万円が支給されていることや、市によっては、子ども1人当たり5万円の給付金が支給されていることが金額の参考にならないかという意見もあった。
- 一方で、同居親が社会保障給付を受給していたり、教育無償化により授業料等が免除されていたりする場合には、それらも考慮して養育費の額を決定すべきではないかという意見もあった。
- また、高等学校等就学支援金の支給を決定するに当たっては、法定養育費の額を考慮して不支給とすることがないようにすべきであり、同支援金と法定養育費は分けて検討すべきであるという意見もあった。

第5 大石亜希子氏（千葉大学大学院社会科学研究院教授）

- 先取特権の上限額を定めるに当たっては、一般的な養育費支払額の分布をよく見て、大半をカバーできる水準に設定することが望ましい。
- 法定養育費の額は、実質価値を維持できるように、物価変動や経済水準の上昇とリンクさせるべきである。例えば、物価変動については、消費者物価指数にリンクして改定を行うことは可能であろうし、経済水準については、GDP 統計の雇用者報酬の伸び率にリンクして改定を行うことが可能であろう。
- 法定養育費の額は、1人当たりの金額にこどもの人数を掛けるという考え方で問題はないと考える。こどもの人数に応じた規模の経済は一定範囲では生じるであろうが、こどもの成長に伴って発生する費用の主要な部分は、規模の経済が働かないことが多い（例えば、教育費など）。なお、所得税における扶養控除も控除対象扶養親族の人数に応じた控除額となっている。
- 法定養育費の額を定めるに当たっては、債権者側のニーズに加え、債務者側の資力も含め、総合的に考慮するべきである。ただし、その際には、

債務者側の資力がある程度、本人の行動によって操作可能（新たに家庭を形成したり、就労をセーブしたりするなど）であり、所与のものではないということに留意する必要がある。

- 養育費を考える際に、現状では親によるこどもへの時間投入の価値が子育て費用に反映されていないという問題点を指摘できる。こどものために支出されている金銭的費用だけでなく、親の無償労働（アンペイド・ワーク）の価値も本来であれば考慮すべきである。
- 養育費算定において各種統計を参照する際には、その統計の標本数、調査時期、調査方法などの特徴を把握しておくことが重要である。たとえば毎月実施される総務省「家計調査」は2人以上の世帯については6か月継続して家計簿を記入する方法をとるが、専業主婦世帯が多く低所得層が少ないという指摘がある。また総務省「全国消費実態調査」は5年に1度の調査であり、調査時期は9月から11月という季節性があることを考慮する必要がある。
- また、各種統計を参照する際には、平均値をみるだけでなく、分布にも注意する必要がある。たとえば所得分布は正規分布するのではなく、低いほうに偏った分布をとることが知られている。この場合、一部の高所得層に引っ張られて平均値は高くなるが、中央値は平均値よりも低い。
- 養育費の算定において最低限度の生活費として生活保護基準が参照されることがあるが、これまで生活保護基準が引き下げられてきたことにより、低所得層の消費支出が減少し、それを参照して生活保護基準のさらなる引き下げが行われるという循環参照が起きている可能性が社会保障審議会生活保護基準部会の議論でも指摘されてきた点に注意する必要がある。平成29年の生活保護基準部会報告書においても「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある」という問題点が指摘されている。
- 子育てコストを計算する手法として、経済学分野では、こどもが生まれた世帯の厚生水準を、こどもが生まれる前の厚生水準に戻すためにはどれくらいの追加的所得が必要かを推計する方法（等価尺度に基づく推計）が知られている（最近のものとして小八木ほか（2024）¹）。様々な学問分野の知見を利用して、法定養育費の水準を議論していただきたい。

¹ https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/new_wp/new_wp080/new_wp074.pdf (2025年1月24日閲覧)